

滋賀県立大津商業高等学校体育館LED照明器具更新業務 仕様書

1 業務名

滋賀県立大津商業高等学校体育館LED照明器具更新業務

2 所在地および施工箇所

滋賀県大津市御陵町 2-1

滋賀県立大津商業高等学校

3 業務内容

滋賀県立大津商業高等学校の体育館アリーナ部上部に設置のLED照明器具を新たなLED照明器具に更新するもの。

4 施工方法等

- (1) 既設照明器具を撤去し、新設のLED照明器具を設置すること。
- (2) 基準品で示した器具は発注者が調査を行い選定したものである。受注者においても現地確認を行い、既設器具に適合することを確認したうえで器具の発注を行うこと。
- (3) 施工時は作業区域の安全確保を行うとともに、作業員は社名入りの腕章または、ネームプレートを着用すること。また、養生等を行い設備に影響を与えないよう慎重に施工を行うこと。
- (4) 施工時に撤去した既設器具、部品等、施工に伴い発生した不要物は、受注者が関係法令に基づき適正に処分すること。
- (5) 照明器具接続用配線及びBOX、支持材等は既設再使用とするが、著しい劣化・破損品は新設とする。また、照明器具はワイヤー等にて落下防止対策を行う。
- (6) 施工後には照明の点灯、操作盤からの信号による点灯等、問題なく稼働するか確認すること。
- (7) 照明器具の保証期間は2年以上とし、初期不良等の施設の責任の無い不具合については、交換費用も受注者において負担するものとする。保証期間の始期は業務完了報告書を発注者が受領した日からとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項または疑義を生じる事項については、滋賀県立大津商業高等学校と協議すること。

5 器具仕様

本業務において使用する以下の器具については基準品を設定する。同等品による入札の場合は、下記の規格を満たすことの確認を事前に受けること。なお、基準品の後継機種は基準品とみなす。

(1) 基準品および数量

LED本体:LEDJ-21005N-LD9(東芝ライテック株)	32台
拡散カバー付きガード:LEDX-10071GF(東芝ライテック株)	32台
体育館用ガード:LEDX-10060G(東芝ライテック株)	32台

(2) 同等品基準

同等品は以下の規格を満たすものであること。

- ・既存器具の既設穴に設置できるサイズであること。(必要によってはリニューアルプレートの使用可)
- ・器具の形状が各基準品と同種のものであること。
- ・基準品に調光方式について記載がある場合は同種のものであること。
- ・基準品と同等以上の明るさを有する器具であること。
- ・消費電力が各基準品と同程度以下の器具であること。
- ・光源寿命が各基準品と同程度以上であること。

6 履行期間

契約締結日から令和8年12月10日(木)まで

ただし工事は令和8年12月3日(木)までに完了すること。

設置工事は、原則として学校運営に支障がないよう配慮すること。また、土、日、祝日および長期休暇中も可とするが、事前に施設管理者と協議し承諾を得ること。

7 注意事項

(1)本業務は、本仕様書を遵守し、施工すること。なお図面および仕様書に記載されていない事項は、下記図書(最新版)を参考とする。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」

「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」

「電気設備工事監理指針」

「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)」

(2)施設内での作業においては、可能な作業は事前に実施し、時間短縮に努めること。

(3)作業場所までの動線を事前に確認の上、部品や作業機器の搬入に際しては、施設に損害を与えないよう、安全に十分に注意して行うこと。

(4)施工に必要な仮設材・資機材については、受注者負担とする。

(5)高所作業になる為、足場材(ローリングタワー等)および床養生等仮設材は受注者負担とする。

(6)LED照明器具の納期確認を行い、履行期間までに施工完了するように器具の発注時期は早急に行うこととする。また、照明器具メーカーの機器リニューアル等にて代替等が発生した場合は、納期を優先し、対応すること。

(7)受注者は作業前に設置予定であるLED照明器具の仕様が分かる資料と作業工程表を提出し、発注者の承諾を得ること。

(8)次の現地試験を行うこと。

ア点灯試験(施工前、施工後)

イ照度測定(施工前、施工後):設置したすべての屋内の箇所については、学校環境衛生管理マニュアル(文部科学省)の照度検査方法により測定すること。

ウ絶縁抵抗測定(施工前、施工後):分電盤の分岐回路ごとに施工前後の絶縁抵抗を測定し、施工によって絶縁劣化がないことを確認すること。

エ電流値測定(施工前、施工後):照明電灯盤の電流値を測定すること。

(9)作業完了後、業務完了報告書および作業写真(1部)を提出すること。

写真はカラーとし、着工前、工事中、材料のメーカー名・型番・使用期限、完成時の各内容が明確に判別できるものを提出すること。

8 瑕疵

業務の実施に当たり、施設、設備等に損害を与えた場合は、受注者の責任と負担でこれを処理すること。

9 関係法令の順守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を順守し、業務の円滑な遂行を図ること。

10 その他

(1)地域経済の活性化や発展等に資することを踏まえ、受注者は県内に本店を有する者を優先的に工事発注(下請)先等に選定するよう検討すること。

(2)仕様書に記載のない事項については、双方協議のうえ決定する。